

Q362. 運送業を営む会社において見逃しがちな残業代（割増賃金）の趣旨を有する賃金を教えてください。

運送業を営む会社においては、基本給は1日当たりいくらといった日当の形で支払われるのが通常です。

休日労働の対価として「日当」が支払われた場合には、「日当」は通常の労働日の賃金ではありませんので、これを控除して未払残業代(割増賃金)額を算定する必要があります。

「月給 25 万円」といった通常の月給制を念頭に置いていると見逃しがちな点ですので、ご注意ください。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎